

# 栄湘南桂台地区地区計画

平成 13 年 5 月 25 日 決定

栄湘南桂台地区  
地区計画の区域では

土地の区画計質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更

にあたっては、「地区計画の区域内における行為の届出書」の手続きが必要となります。

## 届出の手続き

1. 届出期間：工事着手の 30 日前までとなっております。なお、建築確認申請を伴う場合は、確認申請前に届出の手続きを行ってください。
2. 届出の場所：横浜市都市整備局地域まちづくり課
3. 届出用紙：横浜市都市整備局地域まちづくり課で配布しています。  
仮設建築物など届出が不要の場合もあります。

問い合わせ先 〒231-0005  
横浜市中区本町 6 丁目 50-10  
横浜市都市整備局地域まちづくり課  
☎045-671-2667

